

小環処発第20号
平成20年8月20日



西多摩衛生組合管理者
並 木 心 様

小金井市長 稲葉 孝彦



国分寺市との覚書（その3）の締結について（報告）

残暑の候、貴職ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当市の新焼却施設建設事業につきましては、本年6月28日付けで市民検討委員会からの答申をいただき、新ごみ処理施設の建設場所決定に向け全庁一丸となって取り組んでいるところです。

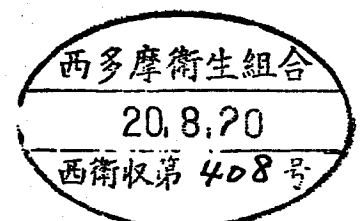
今般、市民検討委員会からの答申を受け、国分寺市と協議を重ねてまいりましたが、この度、広域支援の一環として別紙のとおり「覚書（その3）」を締結いたしましたのでご報告申し上げますとともに、調布市長及び府中市長に対しまして二枚橋衛生組合用地の利用に係る協議について依頼しましたので、併せてお知らせいたします。

当市といたしましては、引き続き関係機関のご協力をいただきながら事業の推進に努めてまいります。

つきましては、当市の窮状をご理解いただき、可燃ごみの処理について特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 覚書（その3）について
別紙1のとおり
- 2 二枚橋衛生組合用地の利用に係る協議について
別紙2のとおり



覚 書 (その3)

国分寺市長(以下「甲」という。)と小金井市長(以下「乙」という。)は、可燃ごみの広域支援等について双方で確認するため、下記のとおり覚書(その3)(以下「覚書」という。)を締結する。

記

平成20年7月7日付けで、乙から甲に要請のあった「広域支援の継続について(依頼)」に基づく確認事項については、次のとおりとする。

〔1〕期 間

平成20年9月1日から平成21年3月31日まで

〔2〕受入量

甲の受入量は、焼却炉の処理能力等を勘案し、年間6,000t以内とする。
ただし、甲から別途通知をした場合は、当該通知による受入量とする。
なお、週別搬入量については、別途協議する。

〔3〕搬入日及び搬入時間

搬入日は、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の週5日とする。
搬入時間は、午前8時40分から11時45分まで及び午後1時15分から4時45分までとする。なお、年末年始については、別途協議するものとする。

〔4〕搬入制限期間

焼却施設の修繕予定期間の9月から10月までの8週間以内とし、その他の制限期間は、別途甲の通知のとおりとする。

〔5〕搬入ルート

次の2ルートとする。

ア 南ルート 東八道路-府中街道-清掃センター

イ 北ルート 五日市街道-府中街道-清掃センター

〔6〕処理費用

ア 焼却処理費用

この覚書による可燃ごみの処理費用は、平成19年1月18日付けで締結した覚書(その2)を継承する。

イ 焼却灰運搬費用

当該年度の契約単価とする。

〔7〕費用の支払方法

ア 当該月の可燃ごみの処理に要するランニングコストについては、甲は、毎月1回当該月の初日以降速やかに乙に請求するものとする。乙は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

イ 清掃施設使用料等については、当該年度終了後、出納整理期間中に甲に一括して支払うものとする。ただし、住民関連施設費の維持管理費については、出納整理期間終了後に一括して支払うものとする。

〔8〕広域支援の継続の条件

ア 乙は、平成21年2月までに、市民及び関係自治体の理解を得て新焼却施設の建設場所を決定するとともに、当該決定を甲に提示し甲乙協議するものとする。

イ 甲は、〔8〕アの協議が整った場合、共同処理へ向けた準備期間中の広域支援について、継続するものとする。

〔9〕甲及び乙は、ごみ減量に向けた諸施策を展開するものとする。

〔10〕甲は、焼却炉の処理能力を充分精査し、可能な限り乙の可燃ごみの処理に当たるものとする。

〔11〕可燃ごみの共同処理に係る一部事務組合の設置の時期等については、今後継続して協議するものとする。

〔12〕この覚書に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この覚書の証として、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名、押印の上各1通を保有するものとする。

平成20年8月19日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市長 星野 信夫



乙 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市長 稲葉 孝彦



小環処発第 15 号
平成 20 年 7 月 31 日



調布市長

長 友 貴 樹 様

小金井市長 稲 葉 孝 彦



二枚橋衛生組合用地の利用に係る協議について (依頼)

平素、当市の清掃行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当市では、国分寺市と可燃ごみの共同処理を行う予定の新ごみ処理施設の建設場所について、平成 19 年 6 月に設置した小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会に建設候補地 2 か所を諮問し、建設場所の選定を進めてまいりました。その結果、本年 6 月 28 日に開催された第 32 回市民検討委員会において、新ごみ処理施設の建設場所として二枚橋焼却場用地を選定する答申が行われました。

当市といたしましては、貴市のご理解をいただきながら、この答申を尊重の上、新ごみ処理施設の建設を推進してまいりたいと考えております。

つきましては、二枚橋衛生組合用地の利用等について、貴市と協議させていただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。



小環処発第16号
平成20年7月31日

府中市長

野口 忠直 様

小金井市長 稲葉 孝彦



二枚橋衛生組合用地の利用に係る協議について（依頼）

平素、当市の清掃行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当市では、国分寺市と可燃ごみの共同処理を行う予定の新ごみ処理施設の建設場所について、平成19年6月に設置した小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会に建設候補地2か所を諮問し、建設場所の選定を進めてまいりました。その結果、本年6月28日に開催された第32回市民検討委員会において、新ごみ処理施設の建設場所として二枚橋焼却場用地を選定する答申が行われました。

当市といたしましては、貴市のご理解をいただきながら、この答申を尊重の上、新ごみ処理施設の建設を推進してまいりたいと考えております。

つきましては、二枚橋衛生組合用地の利用等について、貴市と協議させていただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。